

会 議 録

会議の名称		第5回小金井市公立保育園運営協議会次第
事務局		子ども家庭部保育課
開催日時		平成26年3月27日(木) 午後7時37分～9時12分
開催場所		小金井市役所本庁舎3階 第一会議室
出席者	五園連	東海林一基 委員(くりのみ保育園) 本多由美子 委員(くりのみ保育園) 宮田 優子 委員(けやき保育園) 八下田友恵 委員(小金井保育園) 寺地 理奈 委員(小金井保育園) 小泉 未紀 委員(さくら保育園) 片桐 由輝 委員(わかたけ保育園) 三橋 誠 委員(わかたけ保育園)
	市	川村 久恵 委員(子ども家庭部長) 鈴木 遵矢 委員(保育課長) 古賀 誠 委員(保育係長) 渡部 和代 委員(くりのみ保育園園長) 海野 仁子 委員(けやき保育園園長) 福澤 永子 委員(小金井保育園園長) 福野 敬子 委員(さくら保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長)
欠席者	五園連	岩下 佳美 委員(けやき保育園) 市川 朋子 委員(さくら保育園)
傍聴の可否		(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数		15人
会議次第		1 開会 2 議事 (1) 第4回会議録の確認について (2) 小金井市公立保育園運営協議会 工程表(26年度まで) (3) 保育業務の総合的な見直しについて (4) 保育ニーズ等について ア 障がい児保育 イ 延長保育の延長について (5) 次回日程の確認
発言内容・ 発言者名(主な発言要旨)		別紙のとおり
会議結果		1 開会 2 議事 (1) 第4回会議録の確認について

	<p>会議録の確認を行い、公開することとした。</p> <p>(2) 小金井市公立保育園運営協議会 工程表(26年度まで) 保育課長から工程表について説明を行い、質疑の後、一部修正を行い、当面子のスケジュールに従って進行することを確認した。</p> <p>(3) 保育業務の総合的な見直しについて 次回の運営協議会に質疑を送ることとした。</p> <p>(4) 保育ニーズ等について ア 障がい児保育 イ 延長保育の延長について 保育課長から資料23、資料24について説明を行い、主に障がい児保育について質疑を行った。 質疑の後、川村委員長から26年4月からの体制について報告があり、質疑を行った。</p> <p>(5) 次回日程の確認 4月21日(月) 19:30より</p>
提出資料	<p>資料22 小金井市公立保育園運営協議会 工程表(26年度まで)</p> <p>資料23 障害児保育の調べ</p> <p>資料24 延長保育の調べ</p> <p>資料25 保育園職員選考実績一覧</p>
その他	なし

開 会

- 川村委員長 それでは、ただいまから小金井市公立保育園運営協議会の会議を開会いたします。よろしく願いいたします。
- 川村委員長 それでは議事に従って進行させていただきたいと思います。初めに議事の(1)、第4回会議録の確認についてを議題といたします。本件につきましては保育課長から説明させていただきます。
- 鈴木委員 お手元に会議録をお配りしておりますが、事前に皆さんのお手元の方に未定稿を郵送させていただいております。今回、校正の段階で修正等のご意見をいただいたものは1点ございました。本日ご覧になっていただいて修正等ございましたらご指摘の方をよろしく願いいたします。
- 三橋委員長 あと会議結果のところも語句の整理をしておりますので、誰がどういうふうに発言をしたか、誰がどういうふうにこの資料の説明したかというところは追記をしておりますので、まあ特に問題なければこの場で確認したということで、できるだけ早く公開した方がいいかなと思うので。よろしいですか。
- あと1点なんですけど、ごめんなさい。今までもあったんですけど、「障害」の「害」の字、小金井市の場合、確か平仮名ということで整理されてると思うので、法律とか他の資料とか引っ張ってきたものはしょうがないと思うんですが、直せるところから直していくというふうな整理になってると思うので、「害」の字は平仮名でお願いしたいなと思います。
- 川村委員長 そうですね。
- 三橋委員長 じゃあ、会議録確認したということで。
- 川村委員長 それでは、内容につきましては共同委員長にご一任いただくということでよろしいでしょうか。
- (「はい」の声あり)
- 川村委員長 それでは確定することと決定いたしました。
- 次に議事の(2)、小金井市公立保育園運営協議会 工程表(26年度まで)を議題といたします。資料説明をお願いいたします。
- 鈴木委員 それでは、座ったまま失礼します。資料番号の22番、小金井市公立保育園運営協議会 工程表(26年度まで)についてご説明いたします。
- この資料は以前、委員会に提出された工程表イメージというのがあるんですが、それをベースに26年度までの工程について作成をしたものです。表の左側に協議事項、柱の1として公立保育園を取り巻く環境について、小項目として総合的見直しについて、子ども・子育て支援新制度について、その他を掲げています。同様に柱の2、保育サービス(の質)の現状確認及び評価、柱の3、保護者が求める保育事業(保育ニーズ)、柱の4、公立保育園のあるべき姿について、柱の5、当面すぐにでも改善できる事の検討・実施、

柱の6、報告書の作成として、それぞれ小項目を記載してございます。その他、現場見学や意見聴取等についても工程表に記載し、今後ご協議をいただきたいと思っております。工程表についてご意見や修正等があればご指摘をいただきたいと思っております。説明については以上です。

○川村委員長 何かございますか。

○片桐委員 柱の2番の保育サービス（の質）の現状確認及び評価というふうになっているんですけど、保育サービスが保育の質になるのかっていうところは、必ずしもイコールじゃないというふうに思うんですけど、サービスといった場合は、保護者の方がどういうふうに子どもを預けたいとかどういうふうに預かってもらえるかとかってというような中身になって、質というふうになった時には子どもの視点に立って、福祉の観点からきちっと見る必要があるんじゃないかなと思うんで、一色単にするのはどうなのかなとちょっと気になるんですけど。

○三橋委員長 それは表現として、保育サービス及び保育の質とするのか、あるいは全然別物の項目にした方がいいと、そういうことですか。

○片桐委員 まあ、どういうふうにするかはちょっと整理してもらってもいいとは思いますが。サービスというのはあくまで保護者の立場、保育の質については保護者からの視点はもちろん入ると思いますけど、まあ子どもがどういう保育を受けて、そこでどういう、やっぱりそれは福祉的な観点になると思うので、一緒くたにはならないかなあと。重なる部分がある可能性はあるとは思いますが。

○三橋委員長 その観点で言うと、タイトルの書き方が、分かりにくいというか、一緒のイメージに見えてしまうということかと思っております。例えばこの③のところでは保育義務と保育サービスというところで、まさに今片桐委員が言われたところの議論というのはいったいここで議論すべきところだと思いますし、1個1個の個別の項目を議論する中でそれがサービスなのか質なのかっていうところは1個1個整理していく話だと思うんですけど。後はまあタイトルも、どういうふうにしたらみんなが誤解なく理解できるのかっていう観点だと思うので、それについてはまあこういう表記がいいよっていうのがもしあれば、保育サービス及び保育の質とか。

○片桐委員 そのサービスが質だっていうふうに思われるのは僕はよくないと思うんですけどね。サービスはあくまでサービスであって、それは保育の質ではないと思うんですよ。だから、より市民に分かりやすくするのであれば、福祉の部分とサービスの部分というのはきちっと分けておかないとサービスが向上したら保育の質がよくなったっていうふうにとる市民が増えれば、それは歪んで伝わっていくんじゃないかなと思うんですよ。

○三橋委員長 分かりました。じゃあ、保育サービスと保育の質の現状確認及び評価と。で、確かですね、なぜそうしたかという、保育サービスってのが市側の諮問っていうか、市側から求められている内容なんです。だから、それに対して質のこともあるよっていう観点で、単にカッコ書きして言っただけなんで、これをちょっとカッ

コ書きにするとそういうような誤解を招くので、保育のサービスと保育の質という形に直すというところでもよろしいですかね。

○川村委員長

はい、分かりました。大丈夫ですかね。

○鈴木委員

すいません。ちょっと確認させてください。保育サービスと保育の質ですね。

○三橋委員長

ちょっとそこはあえて分けてということで。保育サービスと保育の質の現状確認及び評価。

他にございますか。ちょっと僕の方でイメージ、五園連側でイメージとして出したのに対してどこが変わったかっていうところを一応説明しておいていただきたいと思いますと思うんですけど。アレルギー対応が入ったんですかね、保育サービスと保育の質っていうところで、アレルギー対応が入ったとか。

○鈴木委員

じゃあ、すいません。簡単に、加えたところとしましては、柱の2番の保育理念の①の下にですね、要保護児童・要支援家庭の支援というのをカッコ書きで加えました。それから、今委員長からありましたようにアレルギー対応というのが(1)の日常保育の項目の中に加えています。

○三橋委員長

あの、いいですか。イメージのところでもお話ししましたけども、柱という意味では1番、2番、3番、4番、5番、6番というのが柱であって、その中の項目はイメージというか例示みたいなのところがありますので、都度都度ですね、これで完全にばちっと当てはめて、これ以外のことは議論しないというということではなくて、こういったことを議論していくんだというイメージを持ちながらやっていくということと、一つここで確認をしておきたいところが、6番の下のところの丸のところもですね、結構ここ大事で、現場見学が今年度の夏ごろに入っている。あと父母へのアンケートの実施というのも、これもやるべきだとか、五園連ではやっているわけですけど、協議会としてまあやるというようなところが入ってますので、また内容等ですね、どういうふうにもこの中で整理していくか、このスケジュールどおりうまく進められればいいかなと思ってますけど、こういったところが大事なかなと思いますので、一応この場でご説明させていただいて、あとは26年度までですけど、27年度以降の工程についても引き続き市の方で検討いただいて、また提案いただくというような過程になると思いますので、そちらの方もできるだけ早いタイミングでお願いしたいと思います。

○片桐委員

一ついいですか。3番の保護者が求める保育事業のところの(1)の待機児童の解消というのは、もちろん保護者が求めていることでもあるんですけど、本来は保育しなければいけないということで、責任の所在が、責任はどこにもないわけではなくて、もちろん保護者は求めているけれども本来は待機児童、保育に欠ける子どもに対しては保育しなければいけないわけだから、ただ求める事業の中だけに納まることじゃないなあとというふうに思うので、そういうことと言うとこれは一つの柱になってもおかしくないかなという気がするんですけど。

○三橋委員長

待機児童解消を柱にするという形ですか。

○片桐委員

っていうか、保護者が求める保育事業の中には納まらないんじゃないかな。保護者が求めていること、求めていることは確かなんだけど、それは求めているからやることではなくて、保育に欠ける子どもに対しては保育しなければいけないわけだから、求めてなくなっちゃって、待機児童になってる、まあ待機児童が出てるということは求めてることなんだけど、だからどっちが大きいくりなのかっていう話になった時には、保護者が求める保育事業の中に入るんじゃないなくて、実は逆に待機児童解消の取組の中に引っかかる形で保護者が求める保育事業というような形になるくりなんじゃないかなと。この中に小さく納まってることがちょっと違和感がある。

○川村委員長

当然待機児童解消については、行政の責任で当然施策を展開していくというのが基本的な考え方ではありますけど、五園連などのアンケートでも非常に待機児童解消を何とかしてほしいというご要望というか、そういう意見もありますよね。そこで保護者が求めるニーズの中に入れたということなんですけど。

○三橋委員長

後はごめんなさい。今、川村委員長の方から話がありましたけど、一番最初にイメージとして出した時に待機児童解消ってじゃあ何なのかって言った時にこの場でじゃあ待機児童解消を議論する場なのかっていうと、この場ってのは公立保育園のあるべき姿を議論するところであって、待機児童解消っていう話になってくると、のびゆくですとかまた違った場で議論をしているところがありますと。ですので、待機児童解消そのものを直接この場で解消策を議論するとか何とかということではなくて、今あるべき公立保育園の姿ですとかこれも保護者が求める保育需要とか保育ニーズとか市側の方から言ってきたところなので、その中で五園連として待機児童解消というのは今回一位として出したというところがあったので、ここに載っているというだけなので、むしろもし片桐委員の方で、逆に言えばこの保育ニーズとかそういったような議論の中で待機児童解消を議論するんじゃないなくて、この場でもっと違った観点で議論したいと。待機児童解消そのものをこの協議会の議論の柱として出したいということであれば、それはまた違ったご提案だと思うので、まあ違ったというか一つの提案なので、それはそれでこの会議の中でどういうふうに扱いをするのかということだと思います。

○片桐委員

その公立保育園の果たす役割を考えていく時には、当然待機児童がいるんだったら公的ところでどんどん進んでやらなきゃいけないということになるんじゃないかと思うと、それは公立保育園が果たすべき役割の中に当然入ってきて議論しなきゃいけない。今ある公立保育園をどうするかってということだけで話をしていたら、ちょっと小さい議論で公立保育園の果たすべき役割を議論するんであれば待機児童の解消をどう進めていくのかという、まあ全部公立でやれなかったとしても公立としても公立保育園をね、増やしていくというような形で待機児童の解消をすることを考えなきゃいけない側面だってあるんじゃないかなと思うと十分公立保育園の果たす役割として議論すべきことだと思うんですよね。

○川村委員長

保育園は認可保育所、認可外保育所がございますよね。で、まあ

保護者の求めているニーズ的には認可保育所という、認可保育所に入れない方の異議申立てもね、小金井では大勢の方からいただいたという現状がある中で認可保育所という要望は非常に多いんですよ。それが公設公営なのか、民設民営なのか、そこまでは言っていないですね。これはやはり市の考え方にもよると思うので、この公立の運営協議会で待機児童解消の施策についてご議論いただくのはすぐわないのではないかなというふうには思っているんですね。ですので、こういうくくりの中で入れさせていただいたということがございます。

○三橋委員長 片桐委員の今のお話で言うと、3番で入れたのがちょっと違和感あるということですが、これはあくまでも保護者が求めているニーズとしても待機児童解消というのが1位になってるから入れているだけであって、4番の方の公立保育園のあるべき姿の方で役割の次に待機児童解消というのを入れているんですよ。だからおっしゃっていることってのは決してなんだ、ここで意見が対立しているとか何とかというよりはこれの見え方とか見せ方の問題というふうにご理解いただいて、まあこの部分で誤解がないようにというのがあるんですが、まあ議事録読んでもらうようになるんですが、まあそういった形でちゃんとあるべき姿の役割の中に待機児童解消というのも一つあるというふうにご理解いただければと思うんですけど。

○片桐委員 分かりました。

○川村委員長 よろしいでしょうか。他に何かこの工程に関しましてございますか。

(「なし」の声あり)

○三橋委員長 では、当面これでやっていくということでもよろしいですか。ようやく半年かかってスケジュールの案ができたというところは、ちょっとまあようやくという感じがしますが、とりあえずこれで確認いただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございます。

○川村委員長 ありがとうございます。それでは議事の(3)保育業務の総合的な見直しについてを議題といたしますが、本日は特段の資料がないので、次回の会議に送ることといたしたいと思います。

続きまして、(4)保育ニーズ等についてを議題といたします。

○三橋委員長 一応、一言だけ言わせていただくと、やっぱり総合的な見直しの議論を始めてから半年近く経っているので、出せる資料というか、やっぱり出てきたらそれに対して質問とか次のこともある程度考えている中で、1回のやりとりがこれだけ時間がかかると議論がなかなか進まないところがあると思いますし、あと前もちょっとお願いをしていたと思うんですけど、この資料なんですけど、既に作られた資料の一覧もそうですけど要求している資料の一覧っていうんですか、やっぱりこうやって会議をマネジメントする中では、そういったものの一覧があって、それをいつまでにどういうふうな形でやっていくか、それでもし何か難しいところがあるのかなんとかあれば、それはそれで調整をしていって、いつまでも店ざらしにしていくというのはあまりいいことではないと思うので、そういったこと

も含めてちゃんときちんと審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○川村委員長 分かりました。申し訳ございません。それでは、(4)保育ニーズ等につきまして資料の説明を課長の方からお願ひします。

○鈴木委員 それでは資料の23と24を本日はお配りしています。まず資料の23、障害児保育の調べです。この資料は、資料の右肩の方にも書いてありますが、平成25年度東京都26市保育関係調査書からの抜粋になります。毎年26市で調査を行っている内容で、障害児保育に対する実施年月日、対象年齢、公立私立の実施園、障害の程度、となっております。それぞれの各26市のですね、障害児保育の状況が一表となっておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。それから延長保育の調べ、資料の24です。この資料も障害児保育の資料と同じ平成25年度東京都26市保育関係調査書からの抜粋となります。資料の中にゼロ歳児保育についての記載がありますが、今回は延長保育の資料として提出しているものですので、延長保育の部分をご覧いただきたいと思ひます。内容としましては公私の延長時間、職員配置、保育料が記載されております。一番右側の受託とありますが、この受託というのは何かと申しますと管外受託を受けているかどうかという、他市からの児童を管外という形で受け入れているというんですけど、それを受けているかどうかを記載しているということでございます。あと、障がい児と延長保育については、職員団体との方で現在協議を行っている、こういう具体的な内容もござひます。障がい児につきましては年齢制限の撤廃と、現在各園2名の障がい児の枠があるんですけど、枠も撤廃できないかと協議を行っているところです。それから、延長保育につきましても職員団体と協議を現在行っている中で、延長保育につきましては20時までの延長ということで実施できないかということで協議を行っているという状況でございます。説明については以上です。

○三橋委員長 障がい児と延長保育については、のびゆくの位置づけもありますよね。

○川村委員長 そうですね。

○三橋委員長 それもちよつと説明してもらえますか。のびゆくの中でどういう位置づけにあって、どんな状況にあるかという。

○鈴木委員 のびゆく子どもプランの中で、平成26年度までの計画期間で、保育に関する部分も含めて計画が出ております。この中で事業の内容としましては、夜間保育、休日保育、長時間延長保育というのが事業の内容として出てきているところです。それにつきましては推進していくということで検討を行っております。それから障がい児保育につきましては、事業名としましては認可保育所での障がい児保育ということで拡充を検討していくという形で位置づけられているところでございます。

○三橋委員長 ありがとうございます。今、市の方から資料の説明があったんですけど、資料についての質疑ないしは市に対して質問とかあれば。

○八下田委員 延長保育の方で質問なんですけど、先ほど職員団体と20時までで協議中とあったんですけど、それは5園全部で20時までになるとい

うことで話をされているんですか。それともまずは1園ずつとか、
どういった状況なのかを教えてください。

○鈴木委員 現在協議している内容につきましては、最初におっしゃられたように当局側としましては、全園での実施をしたいと考えております。特定の園だけ先行して実施試行するような形は考えておりません。

○八下田委員 ありがとうございます。

○三橋委員長 他はいかがですか。

○本多委員 障がい児保育について、今ぱあっとご説明を受けて、ちょっともう一回詳しく今後の変更というか改善の内容をもう一度、ちょっとお願いしたいんですが。

○鈴木委員 現在はですね、資料にありますとおり公立園につきましては5園全園で障がい児保育を実施しております。それで、障がい児保育につきましては3歳以上の児童に対して各園2人という形で現在行っております。26年4月からはけやき保育園で1名増ということで、トータルで11人という形になります。それで協議している内容としましては、現在3歳以上となっておりますが、年齢制限を撤廃してまず受入れをしたいというのが1点、それから定員につきましても定員を撤廃してお申し込みをいただきたいということで、現在検討中というところであります。

○本多委員 定員を撤廃するという事は、それに応じて加配はするという事なんでしょうか。

○鈴木委員 障がい児保育の体制につきましても今現在職員団体の方と交渉と言いますか、協議中です。

○本多委員 現在の障がい児の枠の方の保育時間が短いということもあるじゃないですか。その時間帯とかも含めて検討されていますか。

○鈴木委員 障がい児保育については手元に要綱がないのであれなんですけど、8時間が原則なんです。ただ親御さんの状況等によって時間延長も可能となっている状況でありますので、障がいの内容や程度によって長時間保育とかが適当かどうかという判断もあると思うんですけど、時間については現時点では変えるという予定はありません。

○本多委員 それについてはないということで。

○鈴木委員 現状と同じままで定員と年齢制限撤廃について今検討しているところですか。

○本多委員 実際、入園されてから加配とか付いているような方に関しては、特に時間制限がないようには思っているんですが。

○鈴木委員 入園されてから何らかの配慮が必要なお子さんというのは、おっしゃるように一定数いらっしゃいます。その方の場合、言い方として健常児枠と障がい児枠という言い方をあえてさせていただきますが、健常児枠で申込みされている方なんです。その場合は延長保育にかかれば7時から19時までというのが時間としてはあるので、その家庭の状況に応じて必要な保育が提供されているというふうに考えているところです。

○本多委員 実際やっぱり身近にもそういった方がいらっしゃるんですけど、現状の公立園の保育時間は短いので、転園等したくてもできないという方もいらっしゃるって、その辺はやっぱり何とかしていただきたい

いなと私は普段から思っているんですけど。

○鈴木委員 公立園の保育時間が短いというのは障がい児保育の部分ではなく、延長保育の部分が短いという話ですか。

○本多委員 いえ、違います。障がい児保育に関して。

○鈴木委員 もうちょっと預けたいけど、ということですか。

○本多委員 そうですね。実際預けたいんだけど、まあ公立園の方が安心して預けられるので預けたいんだけど、保育時間が短いので現状の勤務時間を考えると転園することができないという方もいらっしゃるって、それを何とかしていただきたいなあというのは感じてるんですね。後はやっぱり障がいの程度っていうのは実際どういった形で判断されるんでしょうか。

○鈴木委員 この資料の中にもありますが、小金井市の場合は中程度以下という形になっています。小金井市の場合、手帳の有無とかそこまでは求めていないので、お医者さんの診断書、意見書などをお持ちになってお申し込みをいただくという形になります。それで入所の際には判定会議という形で実際にそのお子さんを連れてきていただいて、医師、看護師、保育士などで状況を確認して集団保育に耐えられるかどうかというのを確認しながら入所の決定をするという扱いになっています。

○三橋委員長 僕もちょっと聞こうと思っていたんですけど、中程度以下と集団保育可能っていうところとあるんですけど、これはどれくらい違うんですか。

○鈴木委員 他市の状況はあれなんですけど。

○三橋委員長 あるいは中程度以下というのはどのように判断されるんですか。

○鈴木委員 園長の中で障がいの中程度というのはどれくらいというイメージですか。何か簡単に説明できないですか。

○海野委員 お子さんのイメージから言うと、知的な発達の遅れが軽いか中程度とかっていう言い方をするんですけど。どういうふうに説明すれば分かるかな。年齢によっても違いますし、難しいところなんですけど、そういう表記が一応あるんですけど、実際の場面では判定会議などではお子さんを見て、嘱託医、小児精神科医が診断をするという形で、その中で判定をしていくんですね。知的なレベルがどのくらいかというよりも集団保育の中で保育をすることがそのお子さんの発達に望ましいというようなことが中心になってくるので、一応要綱の中にはこのように示されていますが、このことがすごく重きを置かれてるというよりは判定会議の時の参加の職員と園長と看護師とその小児科医の先生の判断という感じですね。その判断する時にも保護者の方に書いていただいた資料と実際子どもたちの中でお子さんに遊んでもらってその様子を観察したり、私たちがお父さんやお母さんに聞き取りをしたり、小児精神科医の先生が直接聞き取りをしたり、その場面を見ながら聞き取りをしたりというようなところで判断をします。なので、難しいですよ。障がいの程度を表すっていうのは難しいので、ごめんなさい。この障害の程度っていうこの表記自体が無理があるかなと。すごい大きくくりになっているので、小金井の要綱の中にも集団保育が可能でって書いている

ので、その中でどこをチョイスしていくかっていうところはちょっと難しいところがあるかなと思います。まあイメージしていただければいいかなと思います。

○本多委員 実際のまず保育の優先順位としては点数的なものがまずあった中で可能かどうか判断していくっていうことなんですか。

○鈴木委員 いえ、違います。現在は各園の定員がありまして、そこに空きが退園とか転園とかそういう理由で空きが出た時に、あるいは新年度の卒園とかで空きが出た時に障がい児枠で申し込まれるわけですね。障がい児枠で申し込まれた方は、今言った判定会議の中でとりあえず観察等判定させていただきまして、その中で入所可能となった場合に、その段階で点数の方で差をつけていくと。

○本多委員 それがあってからという感じですかね。

○鈴木委員 はい。

○海野委員 まず判定会議で集団保育が可能かどうかというのを判定する。その集団保育が可能ですっていった判定をしたお子さんの中から保育に欠けるっていったところのその高いところから入所するというようなことでいいですよ。

○鈴木委員 そうです。

○本多委員 だいたい分かりました。ありがとうございます。

○宮田委員 これ議事録に載せなくてもいいんですけど、都内だったと思うんですけど、数年前にここに穴を開けて、機械で自分でたんを取ったりするから保育園に入れてくれて揉めた自治体があったと思うんですけど、ああいうあの子は確かそういう機械があって危ないから集団保育が難しいんじゃないかって確か言われて、入園できなかったような記憶があったんですけど、もしそういうふうな器具を使うような子がいる場合にはやっぱり集団保育は難しいっていうふうになってきちゃうんですか。

○渡部委員 東大和市でそういう問題があって、東大和市の方は裁判になって、最終的にはそのお子さんは公立保育園に小学校前という形で入ることができて、その結果、小金井にも同じようなお子さんがやっぱりいたんですね。小金井の公立保育園の方に入所希望という形で、その間小金井市は受けました。なので、身体的な障がいと知的な障がいといろいろあって、その中で集団保育が可能かどうかという、それこそそうなんですけど、見ていただいた結果、それ以外のことについては集団で可能だっという形で、ただ医療行為に係わる子については、やはりそれなりの人を付けなければいけないということで、小金井市の方でも看護師を付けてもらうという形で入所したお子さんはいます。ですから今後もそういうお子さんが障がいをもって保育園に入りたいて言われた時には不可能ではなく可能だと思います。

○三橋委員長 その時は看護師を付ける対応をしたということですか。

○渡部委員 そうです。看護師が基本的に時間が空かないように今いる看護師とは別に、今保育園の方に1名いますよね。その看護師についてはやはり他のお子さんたちを診なければいけない。まあゼロ歳児がいる場合にゼロ歳児を中心にまあいろんなことをやってもらったり、

でもう小金井市の場合はゼロ歳児じゃなくて全園児を診ていただくような状態になってるので、そのお子さんに対しては2名の看護師さんが付いて時差で来てもらって空かないようにずっと監視というか、介護というか、何て言うんですかね。

- 川村委員長 医療行為を伴うからってことですよ。
- 渡部委員 そうです。医療行為を伴うので、そのお子さんにぴったり付いてもらったっていう経緯はあります。
- 三橋委員長 なるほど。ありがとうございます。
- 鈴木委員 看護師ができる医療行為っていうことですね。医師は常駐しておりませんので。そこら辺はやっぱり限界がある。
- 宮田委員 その障害の程度ってというのが、これだと変な話なんですけど、知的障がいを目安に考えているような表なのかなっていう気がちょっとしたもので。
- 渡部委員 そうでもないです。小金井の場合でも今までも二分脊髄のお子さんで下半身がほとんど動かないようなお子さんも保育園の方で入所していて、卒園もさせてますので、本当にいろんな状態のお子さんをその時その時で。
- 宮田委員 たまたまというか、その時障がい児枠として空きがあれば可能な限りは受け入れることができるという。
- 渡部委員 そうですね。今までは2名という枠がありましたので、その中で確認しながら来てたわけですね。
- 海野委員 可能な限り受け入れるというのではなくて、あくまでも判定会議の中で集団保育が可能かどうかという。
- 宮田委員 それで認められたお子さんは可能な限り今後は受け入れるという形ですか。定員を撤廃すると。
- 渡部委員 それはちょっと違う。
- 宮田委員 今までは2人だったから、その判定会議にかけたりとかいうことがあったんじゃないかと思うんですけど、今後その定員がなくなるわけですよ。
- 渡部委員 それはまだ話し中なので、どのようになるか分らないです。
- 海野委員 今、市の方から提案されているのは、私が説明するのもおかしいですけど。
- 川村委員長 市の職員だから大丈夫です。
- 海野委員 今は障がい児枠というのがあって、その中で点数の高い人からとっていくという形で、これがなくなっちゃうと全部の人と同じ中で点数の高い人からとっていくんですね。その中で加配が必要っていうお子さんには付けるというような形になるんですけど、そうすると今はなかなかお子さんをかかえて仕事をフルでやるっていうのが難しかったりするんで、仕事時間が短かったりとかお仕事を探してるとかっていう方、まあポイントでいうと低いポイントの方にもこれから仕事を探していくという方にもその枠の中で競っていくので、まあそういうのが全部取り払われるので、障がい児保育の枠の撤廃というのはやっていきたいと思います。その代わり何人も入れるという。なんだけど、フルで働いている方と競るとなかなか入りにくいというところがあるので、じゃあ何かそのためのポイントみたいなもの

を付けましょうかっていうことを今検討しているというところですね。でもまだ検討中ということですよ。

- 八下田委員 小金井の定員が10で実数が15と増えているのはどうしてですか。
- 川村委員長 おそらく定員は10だけれども年齢が上がるにつれて障がいの判定があった子。
- 海野委員 健常児枠で入って、途中で加配が、特別な配慮が必要だよっていうふうになった子。
- 渡部委員 そうすると、これ新しい資料じゃないですよ。随分古い資料ですよ。
- 鈴木委員 25年度ですから。
- 三橋委員長 23年度ぐらいの調査なんですかね。
- 川村委員長 25年度に調査しているという。
- 渡部委員 もしかしたらこの5つてのが15だと。
- 鈴木委員 これ調査自体は25年4月1日現在の数字です。
- 渡部委員 だとちょっと違うな。
- 鈴木委員 保育課で把握している数ということですよ。
- 海野委員 おそらく健常児枠で普通に入所してその途中で特別な配慮が必要っていうようなことで判定会議を開いて加配を付けたお子さんを入れてるってことだと思うんですけど、ちょっとこの数字が合ってるかどうかは分かりません。
- 渡部委員 やっぱり途中途中でお母さんたちと話し合いながらなので、最初はこんな数だったのかなと。うちの保育園なんかはもう少しこれが入ると違うような気がするんですけど、各保育園3人とか結構抱えてるから、定数枠以上に。
- 八下田委員 15よりもっと多そうなイメージがあるという。
- 渡部委員 基本が10人ですよ。ということは2人2人ですよ。でも、それよりも他の保育園もっていますので、1、1、1ということではないと思うんですよ。そうだよ。これ15ということは、1、1、1だもんね。
- 鈴木委員 3、2かもしれない。
- 渡部委員 ゼロということはないか。
- 宮田委員 90人という数字が。
- 鈴木委員 八王子市さんの場合は定員がないんですよ。
- 三橋委員長 204人を受け入れているという。でも53園ありますよね。
- 片桐委員 これ、さっき言ってたその枠で入っていた卒園していったり引越したりして空いたから、そこは入ってくるというふうになると、10を切らないとそういうふうにはならないということですか。
- 鈴木委員 定員があるとそうです。
- 片桐委員 基本的に、今定員以上いるから定員割れするような事態は15もあやしい、15よりいるじゃないかっていうことになると、そういう事態になるということにはほぼないっていう。
- 鈴木委員 ただですね、園の方から話のあった在園児の中から加配が必要で加配している子どもについては基本的に障がい児枠の枠外なんですよ。なので、障がい児枠で2人いて、1人卒園した場合は1空きま

すよね。

○片桐委員 ああ、分かりました。健全児枠で入っているけれども加配している状態になっていて、実態としては障がいというか援助しなければいけないけれども、でもその障がい児枠ではないから枠が空くことはあるという。

○川村委員長 そうです。

○片桐委員 分かりました。

○川村委員長 そうしないと、いつまで経っても空かないですよ。

○片桐委員 だから、いつまで経っても空かないなど。いつ空くのかなと思ったけど。

○三橋委員長 もう一度確認ですけど、そうするとですよ。障害の程度ってここで言う集団保育可能とか中程度以下っていうのはあまりこの言葉ってのは意味がなくて、じゃあ他市と、まあ他市のことはあまりよく分からないと思いますけど、じゃあ他市と比較して何か大きく違うのかっていうと多分そうではなくて、都度都度判断しているというような位置づけだということで、ちょっとこの資料だけ見ると大分違ってくるんじゃないかって見えちゃうけど、まあそうではないなと理解できたということ。あとこのところでは、対象年齢だとか設定の枠というのがまたどういう意味かっていうのが微妙でしたけど、まあそういったことについて協議をされてるという中でこの後ちょっとどういうふうな議論というか内容になっていくのかが焦点になるというところです。この資料が、まあ延長保育の方もそうですけど、出てくる背景というか話としては前回まで、要は保育のニーズないしは保育のあるべき姿を議論していく中で、あるべき姿ってのはいきなりこう体系的に理論だって説明してもらえる。まあ後でその議論出るかもしれませんが、そういうのがあればいいんですけど、そういうのはなかなか難しい中で一つ一つの各論というところで、今市がのびゆくだとか組合とか協議する中でこういったところを計画の一つとして考えているというような位置づけですというところですね。これに対して、まあ我々の方の中でも五園連からの依頼の中で延長保育ですとかあるいは障がい児枠ですよ、この年齢撤廃ですとか人数の枠の話ってのはかなり前からありますよね。かなり前からある議論で毎年毎年出てる議論ですけど、そういったところについて要望はしてますが、それだけじゃなくていろいろとあると思います。その辺り、まあやらなきゃいけないところはさっきの看護師2人配置してでもやらなきゃいけないとかっていう話も当然ありますし、もちろん予算的なところもあるとは思いますが、そういったところを踏まえて今検討されているというふうに思いますが、ちょっとね、この場で我々としては、まず現状を理解しましたっていうところだと思いますが、もし市の方からこういうところがポイントだとかこういうところについて理解しておいてほしいとかもしあれば、別に園の方でも、あるいは父母の方でももしあればというところですけど。たぶん今はね、中身がどうなってるかっていうところだけで我々についてはついていくという感じだったと思うんですけど。

○川村委員長　そうですね。今協議している中で、現状ですと定員10人で障がいのある子どもさんに対して1人非常勤が加配で付いているという中で、この枠を撤廃することによって、じゃあ1人に対して1人の非常勤ということがはたして可能なのかっていうところも議論になっているんですね。それで障がい児1人に対して1人ということが、まあ他市の状況等も調査しているところではありますが、子どもにとって、まあいろんな障がいの程度がありますけれども、1人に対して1人がすべて必要なのかっていうところもやはり議論になるところかなっていうふうに思うんですね。例えば3人に対して非常勤が1人という場合もあるんですけど、その場合はやはりきらりという発達支援センターができて、その状況等も聞くところによると、やはり1人の大人が3人を見ていることによってその子どもたちの仲間意識が芽生えるというような、そんな話も聞いたんですね。ですので、1対1がすべていいのかなっていうところも議論の対象になってくるといふふうに思っているところではあるんですけど、その辺は今後、議論をしていきたいと思えますけど。

○片桐委員　おっしゃってることは一定分かります。そういう側面があるということも分かるんですけど、必ずしも1対1でなければいけない、1対1の状態がずっとなきやいけないということにはならないのかもしれないけど、瞬間的には1対1じゃなきやいけない瞬間もあるはずだと思うんですね。それを割合として3対1でいいからといって、3対1の状態の時間が長いからといって常時3対1にしてしまった時に、3人のうちの2人が1対1でなきやいけない状態が同時に起こった時にどう対応するのかっていうことが多分問題になるんだろうなと思うので、そこは単純にこう平準化してというか、考えられないんじゃないかなと思うので、注意して議論を進めてもらわないと何か起きた時には多分大きいことになってしまうんじゃないかなと思うので、若干危惧するところです。

○海野委員　今部長の方が議論の途中ですというようなことで、こういうような考え方もあるというふうにおっしゃられたんですけど、やっぱり議論の途中で現場の人間も考えていることがあって、今おっしゃったように場面場面で1対1の係わりが必要なことはすごくよくあるんですね。で、きらりさんのような療育の施設だとその療育が中心となって、その子どもたちと、まあ3人ということはない。で、集団保育になると集団の大きないろんな子どもたちがいる中に子どもがいて、その子と他の子どもたちと係わる場面というの、まあその仲介、橋渡しというような場面もたくさんあって、単純に比較できないというところがあるんですね。なので、3対1というケースもあるかもしれないけれども、やっぱりきらりさんとは比較できなくて、集団保育だからそれぞれ子どもはいろんなお友達と係わっていくというような場面では1対1が必要っていうふうな話は議論の中でしています。で、それと後は非常勤さんってというような枠で、枠の中で非常勤さんという形で1対1で付いている保育士と在園の子で途中で配慮が必要っていうふうに言われた子の、今カッコの中のお子さんというところは臨時職員が付いています。で、非常勤さ

んと臨時職員さんでは処遇も違うし、スキルが違うということがあって、継続して私たちと一緒にするとスキルを積んでいくとか研修ができるとか、で、臨時職員さんは期限があって、人が代わるとかというようなことがあって、積み重ねられるところと積み重ねられないところの大きな差があるので、こういうところも1対1とか1対2とか考えていく時に大事な視点かなというようなことは議論の中で話しています。

○寺地委員 組合との議論の中に、議論として話されていることの中には利用者の意見が反映されているんですかね。

○三橋委員長 それは質問の趣旨というのは、それが反映されていないんじゃないかっていう、そういうことですね。

○寺地委員 そうですね。その、今議論してますけどって言いますが、そこにはまず預けている親の意見というのは反映された上で議論されているんですかね。

○鈴木委員 基本的には反映されていると私は思っています。その理由としましては、普段の、例えば障がい児のお子さんの方の入所の希望であったり、あるいは五園連さんの方で取っているアンケートであったり、そういう部分で、あと例えば先ほど三橋委員長の方からあったのびゆくを作った時の前回のアンケートの結果であったり、そういう部分の中でそういう要望があるということから提案しているというふうに考えていただいて結構です。

○寺地委員 それは園長先生方も同じですか。

○渡部委員 反映されてるかってことですか。

○寺地委員 そうですね。実際、直接聞いたりとかもしていらっしゃると思うので、反映されてるかっていう。

○渡部委員 反映するように私たちは意見を言っているつもりです。その対当局との中でこれがこうだから困りますとか、こういう意見とか、こういうふうに私たちは見えていますということは伝えていきますので、それが直接その父母の意見を、ここに父母が来てもらって意見をお話してもらうことはできませんけど、日々の保育の中でやっぱり自分たちが感じることは伝えていきます。ですから、その2対1とか3対1とかっていうふうな形ではやはり難しいかなって思う時についてはそれはできないというふうには伝えるようにはしてますけど、でも丸っきり伝わってないわけではないと思いますけどね。

○川村委員長 今回、障がい児保育と延長保育ということで議事には載せていますけど、まあこれらもやはり保護者の方のニーズの高いことをいかにどうやったらできるかっていうところの話になるんですね。ですから、サービスと言いますが、保育サービスを拡充するためにはどうしたらいいかという、ここが一番大きなところなんです、話合いの内容としては。ですから、保護者のお気持ちは反映されている、保育ニーズの高い、ニーズの高いことを実現するためにはどうしたらいいかという協議をしているということなんですね。

○三橋委員長 逆に寺地委員の方で反映されていないんじゃないかと思うところってのはどういった背景が。

○寺地委員 背景。うーん。

- 三橋委員長　　こういうところがちょっと反映されていないのかなとかちょっと疑問に思った部分というのは。
- 寺地委員　　でも実際ちょっと身近に知り合いがいるわけではないので。どちらかという今回話してた保育士体制の問題に照らし合わせると、何かまた先に組合間で、労使の中で先に進めて利用者は事後という後回しって印象が強いですよね。だからその辺においても障がい児枠の方ではどういうふうに話が進んでいるのかなって思って聞いてみたんですけど。どうですか、そういう印象ないですか。
- 三橋委員長　　まあ、いや、なんだ。そうですね。おっしゃることもよく分かります。で、ただ一方で今協議している内容をこういう場で議論すること自体は通常は珍しいというか、逆に言えばこういった場で話すこと自体が保護者のニーズなり話を聞く場でもあったりはするので、うまくこういう場で、我々自身はちょっと障がい児の父母じゃないですけど、アンケートなり皆さん知り合いとかで加配の方とかいらっしゃると思うので、その辺を伝えたりとかできるのかなとちょっと思ったり。
- 寺地委員　　逆なんですよね。その組合で話をされてる、利用者、市民の窓口っていうのがあると思うんですけど、何でその利用者の方が後なのかっていうことにいつも疑問を持つわけなんです。その対等でなければいけないと思うんですけど、その辺においては。むしろ先に子どもを預けてる保護者、利用者の方が先なんじゃないかなっていうふうに思っているんですけど、ニーズとかアンケートとかっていうのを一番最初に保育サービスと保育の質を分けて考えてほしいという話があったと思うんですけど、そういうふうにとらえることもできると思うんですけど、そのニーズがあるからサービスでってことはニーズ、アンケートを純粹に反映させるために、何かちょっとうまく伝えられないんですけど、議論していただいているってのが分かりにくいというか、むしろ逆にニーズ、アンケートを逆に利用されてるとしたら、それはちょっと利用者にとっては後回しにされるべき問題ではないというか。分かりますか。
- 三橋委員長　　分かります、分かります。やっぱり、これ、どっちが先かっていうわけじゃないんですけど、ニーズが先なのか実際の組合との協議が先なのかと言った時に当然のことながら普通であればニーズが先に、どういったようなことが求められているのか、世の中どういった状況にあるのか、やらなきゃいけないのは何なのかというのがあって、それに対してじゃあ具体的にどういうふうにやるのかってのは我々は実際に手を動かす方ではないので、それは細かいところはこちらの方で市の方で検討していただいて、そういったやりとりがあるんですけど、ただそういった時に、じゃあ何かを具体的にやるって言った時にニーズがあるから何でもこうしてくださいとかこうしなきゃいけないとかいう話っていったところを、まあ何て言うのかな、それを、寺地委員の言い方にするといいように使われているんじゃないかとかいうところは僕も、前回の五園連の資料を出す時もそういうものではなくて、あくまでもニーズはあるけれどもそれに対してどういうふうな解決策があるかどうかってのは対応しなが

らやり方を見ながら父母も含めて検討させてくださいというような話はしているところではあるので、そういったところについては保護者には分かるので、だからこそこういった議論をしてるっていう形で理解を我々はしてるんじゃないかなとかと思ったりはしているんですけど。

○寺地委員 対等になってことですか。

○三橋委員長 対等、何を持って対等というのはありますけど。

○片桐委員 そうすると、今労使間で話されている中で何が問題になってくるのか、どこが同意できなくて前へ、はたから見ると停滞しているように見える。だけど、別に停滞しているわけじゃなくて、解決しないから同じ状態にあるわけで、それは単純に停滞しているという言い方ではないと思うんですけど、そこの、こういうことをやろうと、市はニーズ調査でこういう要望が多かったからこういうことをやろうと思っている。だけどそういうやり方じゃあまずいんだということ言っているというそこのところをここに出してもらって、初めてそこに僕らの意見を言って、こう利用者の声がさらに生で聞けるわけじゃないですか。で、こちらもそういうところでそういう問題があったのかって、それは多分今の障がいの、障がい枠のその話のその論点っていうのは障がいのところだけの論点には多分ならないと思うんですよね。普通の保育の中でもきっとそういうものの見方っていうのが必要になってくる場面があると思うので、この議論の中でこちら側も成長していったりよりいい保育を実現するために、そこで何が合意できていないのかっていうことをここで出してもらった方がより意味のあるものになっていくと思うんですよね。なので、今協議してるんで、答えが出るまで待ってくださいっていうふうな感じに聞こえちゃうので、それよりも今こういう提案をしていてこういう協議でこういうふうになってるっていうようなものを出してもらおうという方がこの協議会の場としてはふさわしいんじゃないかと思うんですよ。

○三橋委員長 まあ、それも含めてうまく議論がかみ合うようになればなと思ってはいますし、片桐委員の今のご発言というのは重く受け止めてちょっと進みたいと思います。ちょっと事実確認を一つ二つぐらいしたいんですけど、これ今ニーズっていうのは、例えば枠を撤廃したとするとどの程度出てくるものとかどんなふうになるのかについてのシミュレーションなり調査されてる中で市の方でどういうように把握されているのかという点がまずあるのと、仮に加配の方が出て非常勤の方を付けられた時に、保育のやり方についてですけど、何て言うのかな、もちろんマンツーマンなんだけど、でも本当にマンツーマンって形で見られるのか、それとも2人とか3人とかいる中でいろいろとケアをしながら皆さんとこうやるような形っていうのがあるのか、ちょっとその辺りの保育のやり方っていうところがどうかなってところの2つを質問したいんですけど。

○鈴木委員 ニーズっていう部分ですね。詳細な調査をしているわけではないんですけど、他市の状況を見ると年齢制限を撤廃している自治体で年齢制限それから定員枠ですね、撤廃する自治体でどれくらい入っ

ているのか、そういう対象になるお子さんが入ってのかつてのを見てみると、そんなにうちと変わらないです、実態として。ちょっと今お示しできるような資料は手元にないんですが、他の市の入所している子どもの数っていうのを調べたところ、それほど大量に年齢制限を撤廃し、枠を撤廃したから100人定員のところに例えば2人の定員しかいなかったところ、それが20人になったとか、そういうことはないんですね。なので、仮にそういう形にしたとしてもそれほど増えないんじゃないかなあというのが正直な印象です。ただ、その原因として増えない理由が、先ほどの話の中にもありましたけど、例えば障がいのあるお子さんを育てていることによって保護者の就労が制限されていて入りにくいとか、そういうのがあるのかなあと思えるんですね。それで調べてみると各市の中では定員枠を取り外した場合にそれなりの基準の中での点数の格差というかプラスを付けている自治体が多いんですね。そういうので一定入りやすくなっているっていうのも見られるので、そのあたりを総合的に考えるとそれほど大量に障がいのあるお子さんが入ってくる状況ではないのかなと見ています。

○三橋委員長 抽象的であれなんですけど、今現状でも障がいを持たれている方って、配慮するような規定になっていましたよね。なってなかったんですけど。

○鈴木委員 在園児の中から出てくるお子さんについては、要綱上の規定には何もないんですね。

○三橋委員長 点数に関してはですよね。

○鈴木委員 点数。

○三橋委員長 点数に関してはないのかもしれませんが。

○鈴木委員 点数はないですね。

○三橋委員長 点数についてはないかもしれませんが、ただ障がいを持たれている、その枠の問題かもしれませんが、枠があるからそのような形でやっているということですね。枠がなくなったら点数というのを考えていくと。

○鈴木委員 点数というのも考えていかなければいけないという認識は持っています。

○三橋委員長 なるほど。逆に言えばそれは他市並みになったとすると、これは他市並みってのが何人ぐらいのイメージかってことなんですけど、どれぐらいの人数なんだろう。他の市だと全児童に占める割合のパーセンテージが何パーセントとかそういうのがあると思うので、例えば他市並みとしたら2人よりも多いのか少ないのかってのはある程度分かるのかなとちょっと思ったりはしたんですけど。

○鈴木委員 そうですね。

○三橋委員長 別に今すぐに出なくてもいいので。

○鈴木委員 実数については前に調べたことがあるんですけど、ちょっと持ち合わせていないので。

○三橋委員長 分かりました。ちょっとそこは、別途ということで。

○片桐委員 今の話を聞いていて、そもそものところでちょっと引っかけちゃったんですけど、今の実態とほぼ変わらない予測なわけですよ。

なぜ撤廃するのかなというところがまず分からない。そんなに変化がないですよって、効果として大きい効果がないですよというところで撤廃したい。で、さっき言ったみたいに1対1じゃなくてもいいようにしたいという、できるんじゃないかっていう見方もあるんですっていうふうになると、単純に受ける人数はそう変わらんけれども、配置する職員の数は減らせるんですってということなのかって穿って見えちゃうんですけれども。穿った見方をするとそういうふうに見えちゃうんだけど。何がしたかったのかなっていう、何をそんなにじゃあもめる必要があるのかっていう。

○宮田委員

例えばなんですけど、小金井の下の小平を見ていただくと公立園が10園、定員は設定がなく、実数として39名っていうふうになってるんですけど、例えばですよ、障がい児枠じゃなくっても結局健全児の中で加配が必要な子が多分これから先ももっとも増えてくると思うんです。で、私たちが子どもの時にはそんなにいなかったちょっとこの子変わってるねっていう子が多分みんなが気づくようになったから、もっとも増えてくると思うんです。そうなった時に、例えば今実数的に15ってこの表ではなってますけど、町田みたいにいきなり33とか34とか39とかになった時に、じゃあ枠がないから1人で3人ぐらい見れるからって、そういう状況になることを想定はしてないんですか。もっと増えていくようなイメージが私の中ではあるんですけど、親も自分の子どもがちょっとおかしいんじゃないかって、情報がいっぱいあるからちょっとおかしいんじゃないかって思っているお母さんがすごく多くて、で、実際おかしくなくても配慮がちょっと必要かもしれないっていうグレーゾーンの子がどんどんどんどん増えてきている中で加配が必要なんですっていうふうな形になった時にその子たちがものすごい人数が増えているのに職員の数を、何て言うんだらう、今のままだと減っちゃうような感じがさっきの話を聞いているとするんですけど、そうなった時にどうするのかなっていう気がとてもするんですけど、その辺はいかがですか。

○鈴木委員

数が変わらないって、もしかすると私の言い方が悪かったかもしれないんですけど、それほど大きく増えないだろうっていう考え方なんです。決して数が増えないっていう見方をしているわけではありません。そこはちょっと念のためっていうか。

○片桐委員

だとしてもあんまり変わらないというかあんまり増えないけど、職員は3人につき1人でいいという方法もありますよみたいなことも一緒に議論しているってことになる、トータルとして総合的に加配している人の人数を減らすためにやってるようにも見えなくはない。それをするためにいろいろなものを持ってきてニーズがあるだとか何とかいろいろ言って、いろんなことと一緒に、悪い言い方をすればごじゃませにしてぼつとやっちゃおうというふうに見れなくないと思うので。

○三橋委員長

鈴木委員の方にお問い合わせというか、やっぱり説明の仕方として何を目的にして、それに対してどういうふうにしミュレーションしてるのかっていうところが、やっぱり見えないと。単に資料を見てこの

違いがありますねってとかいうところを示されたんだけど、やっぱりその説明だと何が論点だとかどうしたいのかってのがわからないんで。加えて、今そういうふうな質問も逆に出てきて、それに対してちゃんと回答がぱっと出てこないとなるとなるとおさらなんだっていう話になりますので、その辺りを整理とかしてほしいというところがあります。

○川村委員長

ちょっといいですか。鈴木委員の答えが誤解を招いているのかなと。実は定員があることによって、やはり申し込めない方がいらっしやるというのが一つ大きいんです。枠がないと申し込めないという、この制約が非常に大きいんです。やはり審査をする段階で健常児と障がいのある方とのやはり基準で一定の審査は平等にしなきゃならないけれども、結果としてはやはりいくら加点しても障がいのある方の親御さんってのはどうしても就労時間が短くなって入れない方も多いかもしれないけれども、やはり間口を広げるという意味ではやはり私は非常に大きいことなのかなと思ってるんですね。結果としてはやはり今の入所の基準では人数はそれほど増えないのかもしれないけれども、やはりそういう方たちにも同じように間口を広げるという、こういう施策として市は考えているんですね。

○三橋委員長

逆に言えば、だからこそそれがどれくらい増えてどのようになるのかっていうような市のシミュレーションなり考えで、まあそのとおりにならなかったら、じゃあどういうふうに対応するのかって言ったらリスク的な考え方っていうのを含めてちゃんと示していただかないと、多分大丈夫ですってみたいな話で、はいそうですかって話にはなかなかないとは思って。まあちょっとその辺り含めて、もしいたい世の中の平均と同じくらいだっていうんであれば、世の中の平均ってどういうふうなものでそれに対してどういう人数なのか、あるいは今先進市とか言われているところでどういうふうになっていったりだとか「きらり」があることによって、そういった加配の方ってのがやっぱり見つけやすくなるっていうのが小金井のうりかもしれませんし、そういうものを含めてどうなのかってところをトータルで話をさせていただいた方がいいんじゃないかなっていうふうには思います。で、あとちょっとさっき、僕がお聞きしたかったのは、ごめんなさい、1対1の保育のやり方というか、それが本当に1対1なのか、あるいは複数名でやったりだとかそういうのもあるのか、ちょっとこれ個人的にですけど、このあいだ障がいの勉強会みたいのがあった時に質問したのですが、NPOの方からちょっと話があったのは、やっぱり1対1とか2対1とかの話については、やっぱり1対1ってのは実施されている割合はすごい少ないと。ただ、実際に割合は少ないけれども、でもやっぱりやっていたらいいのであればそれはありがたいし、それに越したことはない。一緒にいることで理解が深まるということで、係わり過ぎちゃうということではなく、やっぱりそれよりは見ていただいただけのありがたいって話はあったんですね。ただ実態としてそれはそこまでできるような自治体とかそういったのはなかなかなくなってきているっていうのも事実だから、それに対してどうするかっていうと

ころは検討点といった話を僕も聞いたところでもあります。ただ、じゃあ小金井としてどうなのか。あるいは実際問題、保育をやっている中でちょっと1対1とか2対1とか3対1とか何がどう違ってくるのかも含めてどういうふうな保育なのかっていうところを知りたいなというふうに単純に思っただけなんですけど、実態として1対1でこういうふうにやられている、どんなふうな形で加配の方を配置する時にその方の役割というのがどんなふうになるのかなって。いかがですか。

○川村委員長

○杉山委員

やっぱり発達障がいと言われているお子さんがどこにもかなりいらっしゃるんですね。で、発達障がいのお子さんは別に認識能力が弱いということではなくて、やっぱりコミュニケーションのところで、配慮が必要なお子さんで、また自分が何かしてしまった時にすごく罪悪感を持ってしまうお子さんなんです。で、その罪悪感がわりといつまでもいつまでも残ってしまって自分がだめな子なんだって、僕はできない子なんだ、私はちょっとだめな子なんだっていうふうにわりと感じてしまいやすいんですね。それだから、その成功体験じゃなくて自分が失敗してしまった体験ってのが残りやすいお子さんで、そこから自信をなくして次へのチャレンジをしにくかったりとか友達にすごくうまく自分で解決できないからって手が出てしまったりすることも重なってしまうっていうことがあるんです。それにはやっぱり失敗体験を繰り返さない方がいいっていうのがあって、何かお友達なんかとトラブルが起きそうな前にちょっと一声かけてあげるとか、ちょっとうまく矛先を変えてあげたりっていうことがすごく大切で、そこで自分がすごく怒ってしまったけれども手を出さなかったっていうところをまた認めてもらって、今のはちゃんと手を出さないでお口でちゃんと言えたねとかってのは一つ一つそこを認めてあげることによって成功体験を積んでいって気持ちが落ち着いていくとか行動がコントロールされていくっていうのはすごく大切なんですね。そのためには場面場面をきちんと周りの大人が把握して必要な時に必要な声かけとか配慮をしていかなきゃいけないというのがすごく大事なんです。そのためには例えば1人の大人が25人見ている中でやっぱり見落とすこともあるし、ずっとその子だけを見ているわけにもいかないので、注意しながらもなかなか見落とすこともあるけれども、そこに1人の方が付いてもらうとずっとべったりくっついていなくても本当に必要な時にさっと手助けをしてあげるってことで子どもたちは変わっていきます。で、3歳で例えば付いた時に4歳になったらまたぐんと伸びるしこれがまた5歳になって就学していけるっていうのがあるので、そういう意味ではそういう配慮はやっぱり1対1で付けておく必要があるかなっていうふうに思います。ただその方は、付いてもらう方はその子だけを見るわけではないというか、結局周りにもお子さんはいるわけで、いっぱい遊んでほしいとかっていう気持ちはもちろんあるので、一緒にその子だけじゃなく見てもらいますけど、やっぱり中心はその子であって目の中には入れておくっていう入り方をしてもらったりします。なので、例えば3対1と言うと厳しいですよ。でもま

あいろんな障がいの方がいて、やっぱり発達障がいでも違う配慮が必要なお子さんももちろんいるわけで、この場面では2人一緒でもオーケーかなっていうのがあるかもしれないけど、究極的にはやっぱり1対1っていうのはとても大切でそういう意味では小金井の今の非常勤さんを1人付けてもらうってのはとてもいいシステムというかいやり方であるというふうに思っています。

○三橋委員長 多分この辺りが大論点になってくるんだらうなっていうところで、最後の当面のところの話と似てくると思いますし、ちょっと今回延長保育の話がほとんどできなかつたんですけど、延長保育はより論点がいっぱいあるところだと思うので、もちろん我々もいろいろ勉強しなくちゃいけないですけど、こういうのはまたちょっと引き続き、まあ議論をというよりはお互いこう理解していくってところが大事ななとちょっと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。で、ちょっと最後ですけど、ご報告。

○川村委員長 この間ご心配をおかけしまして申し訳ございませんでした。26年4月からの体制でございます。正規職員の退職に伴いまして非常勤嘱託職員の補充8名が決まりましたので26年4月から業務に支障がないように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三橋委員長 ちょっと時間延長かけてもいいですか。質問とかもしあれば。

○片桐委員 またするんですよね、この議論。

○三橋委員長 もちろん。ちょっと今話があったんですけど、僕の方で論点メモという形で下線を引いたところだけ前回と変えたところですけど、簡単に言わせていただくと今、川村共同委員長の方から話があったのは8人は、30時間保育の8人は採用できたんですけど、また任期付も採用できたんですけど、短時間保育についてはまだ採用できていないですよね。

○鈴木委員 今日採用試験を行ったんですけど、採用に向けて努力していると。

○三橋委員長 そういうことで短時間も8人採るということでしたが、ただ今3月17日でも募集をかけてたので、採れてないんだらうなとかって思っていました。やはり、そちらはまだ採れていない。だから朝晩は採れてないところがあるという話があるのと後は裏面にいって前回ちょっと議論したところを確認したいのと4月1日以降の体制面ですか、ローテーションがどうか課題とか何とかというのは要モニタリングしかなきゃいけない話だと思いますし、保育の質を担保できる理由って言ったときに回答としては資格要件とか面接とかっておっしゃっていましたが、ここをどう考えるのかって話がある。あと最後の市への問いって言った時に③、④という形で書いてありますんで、こういったところがこの後もまだ議論があるのかなって思っていますが、この当面のところ議論するのがいいのか今言った最終的には保育体制という話になってくると先ほどの障がいの話もそうですし、延長保育の議論をしたとしてもその話になると思うので、全体的な話になると思うのと、こういう切り口がいいのかどうかってのはまた議論する中でやっていきたいと思えます。また、

あるべき姿と、あと今日資料、鈴木委員の方からあまり説明がなかったんですが、この保育園職員選考実績一覧っていうのが前回出していただけなかったんですけど、情報公開請求をかけるという中で出していただきましたので、単に正規職員とか今回のところだけではなくて、過去2年間24年4月1日以降の採用者に関する正規職員、任期付職員、非常勤嘱託職員、特例パート、臨職の5つに分けて、それぞれ出してもらってますので、この資料はそれなりに採れてない部分ですとか、どういうところがあるのか。あるいは今日言った障がい児保育ですとか栄養士とかそういったところも含めて全部入ってますので、これはちょっと参考になると思いますので、また後日話をしたいと思います。まあ4月の体制で今日3月なんで、もうこれで次回は4月の体制に入ってしまうので、ここだけとはちょっと今まで不安だとかどうなのかって話がある中でここだけちょっと確認しておきたいとかこのところについては質問しておきたいとかもしあればというところで、大丈夫ですか。じゃあこれは今日のところはこれでということ。

○寺地委員 議事のこの配分なんですけど、一応引き続いてこの体制のことは話しているので、一定のまた項目として入れてってというのは、それは大丈夫ですか。

○三橋委員長 今そういったご意見を踏まえてちょっと考えていきたいと思いません。

○川村委員長 それでは次の次回日程の確認をさせていただきます。若干休憩いたします。

休 憩
再 開

○川村委員長 それでは再開いたします。次回の日程は4月21日の午後7時30分からと決定いたします。場所につきましては追ってご連絡させていただきます。

それでは以上で本日の日程はすべて終了いたしました。たいへんおつかれさまでございました。

閉 会